

経済産業省

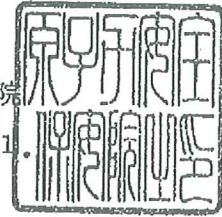
平成 23・05・02 原院第 10 号

平成 23 年 5 月 2 日

火薬類関連事業者に係る重要施設における保安管理の確認について（依頼）

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-268b-11-1



平成 23 年 5 月 2 日に、ウサマ・ビン・ラーディンの死亡が確認されたことを受け、「これでテロ対策は終わるものではなく、これまでも水際対策、国内における警戒警備、在外邦人の安全確保等の徹底に努めてきたところであるが、今回の事態を受けて、情報収集を含め、一層の対策強化を指示したところである」との旨の内閣総理大臣談話が出されました。

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）としては、今回の談話を受け、火薬類関連事業者の有する施設・設備の保安管理体制及び保安確保について再確認することが必要と考えます。

つきましては、当院は、火薬類関連事業者に対し、下記の対応を依頼します。

記

1. 以下に掲げる事項について、最新の知見を踏まえて再確認するとともに、現場で有効に機能しているかを確認すること。

(1) 火薬類製造施設、貯蔵施設等（以下「施設」という。）における自主警備体制の強化

- ① 施設内への不正侵入を防止するための監視装置、防止柵、施錠等の設置状況
- ② 施設及び設備に対する不正行為等を検知するための監視方法
- ③ 無許可者が偽って施設内へ侵入することを防止するための入退管理方法
- ④ 不審者・不審物及び不審事象の兆候を早期発見等するための施設巡視点検
- ⑤ 業務用車両、身分証明書、制服等の盗難防止対策
- ⑥ 保安管理に係る情報漏えい防止対策及びサイバーテロ対策

⑦ 火薬及び爆薬等危険物の管理

(2) 連絡体制の確立

- ① 非常時における警察等関係機関への連絡通報（最新の情報に基づく連絡体制の整備、代替連絡先・手段の確立、その方法・手段の従業者への周知徹底、緊急走行時の110番通報への協力等）
- ② 盗難・紛失発生情報、不審者情報等の警察への通報連絡の徹底（従業者への周知徹底等）

2. 上記1. の再確認の結果、対策が不十分であると認められた場合は、速やかに必要な措置を講じること。また、必要に応じて、訓練により対策の有効性の確認に努めること。

菅総理の演説・記者会見等

[▲ トップページへ](#)[トップ](#) > [菅総理の演説・記者会見等](#)

ウサマ・ビン・ラーディンの殺害についての内閣総理大臣の談話

平成23年5月2日

1. 本日、オバマ大統領は、米国同時多発テロその他数多くのテロ事件の首謀者であるウサマ・ビン・ラーディンが殺害されたとの声明を発表した。
2. 本件は、米国を始めとする各国が、国際テロの防止と根絶に向け、長期にわたり一致団結してテロとの闘いを行ってきた結果である。我が国としても、これまでアフガニスタン及びパキスタンに対する協力をはじめ、テロの脅威への対処に積極的に参画してきたところ、今回のテロ対策の顕著な前進を歓迎するとともに、米国やパキスタンをはじめ、関係者の努力に敬意を表する。
3. ウサマ・ビン・ラーディンの死亡が確認されたが、アル・カーイダ等のテロリストが根絶された訳ではなく、現在もなおアフガニスタンやパキスタンをはじめ世界各地でテロ事件が発生しており、テロの脅威は依然として深刻である。テロ対策はこれで終わるものではなく、アル・カーイダの活動状況については今後とも注視し、テロ対策のあらゆる分野において国際社会が緊密に協調して息の長い取組を継続していくことが必要である。また、アフガニスタンの安定と復興に向けても国際社会が緊密に協力して取り組んでいくことが必要である。
4. 我が国としては、国家、国民の安全を確保するため、これまでも水際対策、国内における警戒警備、在外邦人の安全確保等の徹底に努めてきたところであるが、今回の事態を受けて、情報収集を含め、一層の対策強化を指示したところである。今後とも引き続きテロ対策に万全を期し、国際社会の取組に国際社会の責任ある一員として積極的かつ主体的に貢献してまいりたい。

(了)